

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IPネットワーク設備委員会（第32回）  
議事要旨

1 日時

平成28年5月18日（木）10時00分～11時30分

2 場所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、内田 真人、大矢 浩、尾形 わかは、片山 泰祥、佐藤 和彦、前田 洋一、  
向山 友也、村山 優子、矢入 郁子

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部）

巻口 英司（電気通信事業部長）、荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、  
杵浦 維勝（電気通信技術システム課課長補佐）、影井 敬義（事業政策課課長補佐）

4 議事

（1）技術検討作業班報告について

技術検討作業班事務局より、資料32-1に基づき、IPネットワーク設備委員会技術検討作業班報告について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○資料32-1 P.18に記載の予備機器等について、「事業者網から「繋ぐ機能POIビル」までの伝送路設備について、事業者網から直接2以上の「繋ぐ機能POI」へ接続されることを前提とすれば」とあるが、事業者網から直接2以上の「繋ぐ機能POI」へ接続されることの担保はどのようにとるのか。

→「繋ぐ機能POI」を2箇所に設置し、各事業者網から双方の「繋ぐ機能POI」に接続することは事業者間協議において合意されていると認識している。このことを制度設計上どのように担保するかは、今後検討を進めていくことになる。

→今後、仮に1箇所の「繋ぐ機能POI」のみに2本の伝送路設備により接続を行おうとする事業者が現れた場合、そのような接続形態は許容されるか。

→そのような接続形態は電話網移行円滑化委員会における検討の前提とも異なるものであり、仮にその前提が変わることがあれば、改めて検討を行うなど必要な対応をとることになると考える。

○総合品質やネットワーク品質の規定値は、必ずしも常時満たす必要があるわけではないという理解で間違いはないか。

→規定値は算出確率が 95%以上となる値として定めているものであり、必ずしも常時満たす必要があるわけではない。

## (2) IP ネットワーク設備委員会報告書案について

事務局より、資料 32-2 及び資料 32-3 に基づき、IP ネットワーク設備委員会報告書（案）について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○資料 32-2 報告書（案）第 5 章に記載の IP 網への移行後の設備構成及び設備仕様の明確化について、現在、事業者間協議ではどこまで検討が進んでいるのか。

→事業者間協議においては、「繋ぐ機能 POI ビル」内の通信設備の設置や管理等に係る主体が明確となる提案がなされ、当該提案に基づき協議を進めていくことが確認されていると聞いている。

○資料 32-2 P. 3 に記載の「繋ぐ機能 POI」について、「繋ぐ機能 POI」が東京と大阪の計 2 箇所に設置されることを想定した報告書（案）となっているが、仮に 3 箇所目以降の「繋ぐ機能 POI」が設置されることとなった場合はどのようなになるのか。例えば、呼の疎通に際して 3 事業者以上を介する必要が生じ得るのではないかな。

→電話網移行円滑化委員会における検討でも言及されているように、事業者間協議において「繋ぐ機能 POI」を東京と大阪に設置することが合理的と確認されていることを踏まえ、今般の検討では「繋ぐ機能 POI」が 2 箇所に設置されることを前提として報告書（案）を取りまとめた。また、事業者間接続については、2 者間接続が標準的なプロトコルとなっており、今般の検討においても 2 者間接続により行われることを想定している。

→資料 32-2 報告書（案）第 5 章に、今般の検討の前提に変更が生じた際の対応として、必要に応じて追加的な検討を行うことなどを追記するとよいのではないかな。

○固定電話網が IP 網へ移行し、光化が進む過程の中で、今回議論している技術的条件等はどのフェーズを想定したものか。

→今般、NTT が発表した移行の構想は、PSTN の中継/信号交換機が維持限界を迎えることによるコア網の IP 化であり、アクセス網は当面の間、メタルケーブルを継続して利用する考えを表明していることを踏まえ、今回の検討対象である技術的条件は、このような形態のネットワークに適用することを想定したもの。

→固定電話網の IP 網への移行は、社会インフラを新しい技術によるシステムへ移行させる興味深い事例であり、うまく後押しできるとよい。

→固定電話網の IP 網への移行を円滑に進めるための取組や方向性については、電話網移行円滑化委員会において精力的に検討いただいているところ。

IP ネットワーク設備委員会報告書（案）について、平成 29 年 5 月 23 日（火）まで構成員から追加の意見を募集することとなった。また、今回の委員会での意見及び追加で提出される意見等を踏まえた報告書（案）の修正を主査に一任することが了承され、修正後の報告書（案）をパブリック

コメントに諮ることとなった。

(3) 今後の検討課題について

事務局より、資料 32-4 に基づき、今後の検討課題について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○今後の IP ネットワーク設備委員会における検討は電話サービスを軸としたものとなるのか。  
→IoT の普及等を踏まえ、広く新しいサービスにも対応できるようにしていくための検討を行っていただきたい。

今後の検討課題について、随時構成員から追加の意見を募集することとなった。

(4) その他

事務局より、資料 32-5 に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。次回会合については、パブリックコメントでの提出意見も踏まえ、主査と事務局で相談し、改めて事務局から連絡することとなった。

以上